

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 5 月 1 8 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

以上 1 0 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：東山担当主幹、村瀬主事 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・16 中谷 秀也

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可取消願について（所有権移転）

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第5回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席はございません。出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
14番 池山 允敏・16番 中谷 秀也の両委員にお願いしたいと思っておりますので
よろしくお願い致します。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりで
ございますのでよろしくお願い致します。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から3で、件数は3件、合計面積は10,536㎡で、その内訳は田が9,
236㎡、畑が1,300㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約し
たものであります。
- 2ページから7ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から10で、件数は10件、合計面積は40,194.46㎡で、その内
訳は田が33,549㎡、畑が6,381㎡、その他が264.46㎡でございま
す。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります
ので、届出人に対して指導しております。
- 8ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ございま
す。
番号1 宅地分譲用地
番号2 一般個人住宅用地
以上、件数は2件、合計面積は1,846㎡で、その内訳は田が85㎡、畑が1,
761㎡でございます。
- 9ページをお願いいたします。
報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
番号1 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆・野菜、耕作面積 田 151
ha、畑 10ha、合計 161ha。
以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを
満たしております。
- 報告案件は以上です。

議 長	それでは、議案事項に入ります。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、10 ページをお願いいたします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。 番号 1、地区 八幡、申請地 美杉町川上シタガノ____、台帳地目・現況地目とも田、面積 449 m²、受人 _____ 外 1 名、渡人 _____。 この件につきましては、令和 5 年 3 月 17 日付けにて許可を受けましたが、空き家バンクの売買契約が不成立のため、許可の取消願いが提出されております。 以上、件数は 1 件、面積は田で 449 m²でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
結城委員	18 番結城です。事務局から説明があった通りですが、売買契約が不成立だったということでございます。よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については承認することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	11 ページをお願いします。 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）でござい

ます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町東羽野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 125㎡ 外1筆、合計面積 280㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号2、地区 栗葉、申請地 久居一色町本郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 409㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 久居一色町本郷____、登記地目 宅地、現況地目 畑、面積 737.19㎡ 外1筆、合計面積 1,298.19㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____ 外2名。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、遠方による営農縮小のためです。

番号4、地区 大井、申請地 一志町井関神場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 701㎡、受人 ____、面積 1,412,922.98㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町田尻川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 211㎡ 外1筆、合計面積 452㎡、受人 ____、面積 2,075㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 高岡、申請地 一志町田尻板垣____、登記地目・現況地目とも畑、面積 217㎡、受人 ____、面積 2,075㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

12ページをお願いします。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町田尻川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 264㎡、受人 ____、面積 2,075㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 倭、申請地 白山町佐田皿田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,905㎡、受人 ____、面積 12,104㎡、渡人 ____。

譲受理由は、従前からの借入地の取得のため、譲渡理由は、耕作管理の継続が困難なためです。

番号9、地区 八幡、申請地 美杉町川上竹田____、登記地目・現況地目とも田、面積 138㎡ 外2筆、合計面積 765㎡、受人 ____、面積 1,328㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 八幡、申請地 美杉町川上中野垣内____、登記地目・現況

地目とも畑、面積 29㎡、受人 _____、面積 425㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は10件、合計面積は6,320.19㎡で、その内訳は田が2,670㎡、畑が2,913㎡、その他が737,19㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番。

田口委員 6番田口です。9日に現地確認してまいりました。推進委員3名、あと1名は田植えのため出られませんでした。諸戸部会長、中野委員さん、野田委員さんと私で見えてまいりました。事務局の説明通りでございます。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
2番、3番お願いします。

野田委員 7番野田です。5月9日に諸戸部会長、田口委員、推進委員2名、2名は欠席です。久居事務局とで行ってまいりました。2番は渡し人が営農困難で、受人は新規就農でございます。3番ですが、これも渡し人が遠方のため耕作困難で、受人は宅地の区割りを小さくして耕作するものです。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 4番お願いします。

宮本委員 15番宮本です。9日に事務局と池山委員、地元の推進委員2名、立ち合いで見えてまいりました。獣害対策もして、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 5番お願いします。

池山委員 14番池山です。5番、6番、7番ですが、いずれも同じ受人です。5番は畑、譲受人が耕作しております。6番につきましても譲受人が耕作しております。7番につきまして畑でして譲受人が耕作しております、何ら問題ないと思います。

議長 8番お願いします。

中谷委員 16番中谷です。9日に、西森委員、地元推進委員、事務局と見てまいりました。当該地は渡し人が自治会で、耕作の管理継続が難しく、受人は5年間耕作しており、所有権を移転するということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 9 番、10 番お願いします。

結城委員 18 番結城です。9 日に地元推進委員さんと現地を確認してまいりました。渡し人は高齢者になり、後継者もなく耕作するには労働力不足のため。受人は農業を拡大しようとして用地を受けて耕作をしたいということです。10 番も、推進委員は同じ人でございます。渡し人は高齢で遠方であることから耕作ができないので、無償で譲渡したい。受人はこれを耕作したいということです。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13 ページをお願いいたします。
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。
番号 1、地区 栗葉、申請地 久居一色町本郷____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 52 m²、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を通路とするものです。
昭和 59 年に分筆し、自宅への通路として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 2、地区 榊原、申請地 榊原町合ヶ山____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 244 m² 外 1 筆、合計面積 482 m²、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を山林とするものです。
平成 5 年頃より先代が山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 2 件、合計面積は 534 m² で全て畑でございます。
この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要

件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

野田委員 7番野田です。1番ですが、申請地を通路として使用するものでございます。昭和60年頃、通路として使用していたので、始末書が提出されております。問題ないと思われます。2番も説明させていただきます。5月9日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員2名と事務局で見てまいりました。すでにヒノキが植えられておりまして山林化しております。周囲の土地も同様に山林化されていることからやむを得ないと思われます。何ら問題ないかと思います。以上です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 久居、申請地 久居明神町東横山____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 1,735㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第1種農地と判断されますが、申請地は受人の施設に隣接し、申請面積も既存施設の2分の1以下の面積であることから不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。
（既存面積6,689.92㎡）

番号2、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬桶屋敷____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 72㎡ 外1筆、合計面積 85㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

先代が所有している時に自宅の庭として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 360㎡ 外3筆、合計面積 1,126㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、424.67㎡、パネル設置率は、37.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 439㎡ 外1筆、合計面積 845㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、336.27㎡、パネル設置率は、39.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町田尻鎌田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,139㎡ 外1筆、合計面積 1,334㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を建売住宅用地、駐車場とするものです。

津市開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。

番号6、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野別所_____、登記地目・現況地目とも田、面積 699㎡ 外1筆、合計面積 1,221㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、31.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八幡、申請地 美杉町奥津カシ尾_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 333㎡ 外2筆、合計面積 2,999㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、457.84㎡、不整形地のため、パネル設置率は、15.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は9,345㎡、このうち田が4,290㎡で、畑が5,055㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許

可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1 番お願いします。

田口委員 5 月 9 日に野田農業委員、推進委員 4 名、内 2 名欠席で、現地を見て参りました。資材置場にするということです。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 2 番お願いします。

宮本委員 1 5 番宮本です。池山委員、地元推進委員と立ち会いで見て参りました。こんなところに畑がというところで、家のそばで、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 3 番から 5 番お願いします。

池山委員 1 4 番池山です。3 番、4 番いずれも太陽光発電の_____です。地元の推進委員と宮本農業委員と私、事務局が確認いたしました。高野の周辺は太陽光で埋め尽くされている状況でございます。残っているところに太陽光を設置するということです。4 番の其倉につきましても周辺は既に太陽光施設で一杯になってきております。問題はなかろうという判断をいたしました。5 番ですが、隣接地は住宅地になっておりまして、残された田んぼで、そこを埋め立てて、半分を宅地に半分を駐車場に充てるということで、やむを得ないという判断をいたしました。

議 長 ありがとうございます。6 番お願いします。

西森委員 1 7 番西森です。5 月 9 日に地元推進委員、中谷農業委員とで現地を見て参りました。場所は八対野別所に_____があるのですが、道を挟んで前です。_____の前ということで、きれいに管理されている雑種地です。何ら問題ないと判断させていただきました。

議 長 7 番お願いします。

結城委員 1 8 番結城です。9 日に推進委員さん、事務局とで現地を見て参りました。地権者は耕作の意志が全く無いということで、所有地を有効活用するために太陽光発電にしたいということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16ページをお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 高岡、申請地 一志町高野北浦____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 389㎡、借人 _____ 外1名、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 平成2年頃より資材置き場にしたい旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は田で389㎡でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番をお願いします。
池山委員	その一角は既に貸し渡し人が住まいとしております。隣接地を借り受けて住宅を建てるということです。何の問題もなかろうと思います。
議 長	ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号については許可することに決定したい
と思います。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改
正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画
の決定について＜別冊＞を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第
5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ございま
す。
 それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 5 7, 3 6 0 m²、畑の賃貸借、
 使用貸借で 4, 2 6 3 m²、契約件数は 1 7 件でございます。
 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 9 3, 0 7 7 m²、畑の賃貸借
 で 6 4 4 m²、契約件数は 4 0 件でございます。
 白山地区につきましては、該当がありませんでした。
 美杉地区につきましては、田の使用貸借で 3, 7 6 9 m²、契約件数は 3 件ござ
 います。
 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて 1 5 4, 2 0 6 m²、畑の
 集積が賃貸借、使用貸借を合わせて 4, 9 0 7 m²、合計契約件数は 6 0 件、合計面
 積は 1 5 9, 1 1 3 m²となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。
 地区別の認定農業者への集積は久居地区 1 3 件、一志地区 3 6 件、白山地区 0 件、
 美杉地区 2 件で、合計 5 1 件、合計面積は 1 3 3, 3 6 8 m²でございます。
 また、認定農業者への集積率は、件数で 8 5 %、面積で 8 3. 8 %となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてでございますが、
 今回は人・農地プランの作成が要件となっている新規の案件につきましては、該
 当がありませんでした。
 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化
 促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による、
 改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考え
 ます。
 最後に、2 ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の
 利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当
 します案件はございません。

以上で説明を終わります。

議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、 ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に 進達することにいたします。
議 長	以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもって、第5回第2農地部会を閉会します。

午後2時36分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年5月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____